

あなたは知っていますか？ この制度！

精神障害者保健福祉手帳制度



東京都立中部総合精神保健福祉センター トライワークプロジェクトのメンバーの作品

手続は、お住まいの区市町村の窓口で指定の書類を提出してください。

平成24年8月



R100

高齢者の割合が100%の自治体を使用しています

精神障害者保健福祉手帳

● 趣 旨

精神障害を持つ方が、一定の障害にあることを証明するものです。

この手帳を持っていることにより、様々な支援が受けられますので、精神障害を持つ方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

● 対 象 者

精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

● 交付のための手続き（新規・更新）

- (1) 申請は、精神障害者本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づき、ご家族等の方が手続きを代行することも可能です。
- (2) 申請窓口は、お住まいの区市町村です。
- (3) 申請に必要な書類（新規・更新）
 - ① 申請書 — 区市町村窓口にあります。
 - ② 診断書 — 区市町村窓口にあります。指定のものです。
※平成23年4月1日より、手帳の交付の対象となっている発達障害及び高次脳機能障害について、その症状、状態像等を適切に把握するため、診断書の内容を改正しました。
※手帳申請の際の診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から **6か月** を経過している必要があります。
※精神障害のため、障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、診断書の代わりに、年金証書の写し等で申請することができます。この場合は、原則、障害年金と同じ等級で交付されます。精神障害者保健福祉手帳の迅速かつ確実な発行のため、できるだけ新しい年金証書の写しを添付してください。また、障害種別、障害等級及び具体的傷病名の確認をしますので、年金事務所等に照会するための「同意書」の提出もお願いします。
※手帳と自立支援医療費制度を同時に申請する場合は、手帳用診断書のみで申請が可能です（「高額治療継続者（重度かつ継続）」として申請する場合は、別途「意見書」が必要な場合があります）。年金証書等の写しによる同時申請はできません。
なお、くわしくは、「自立支援医療費制度」のリーフレットをご覧ください。
 - ③ ご本人の写真（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの。白黒・カラーどちらでも可。）
※申請前1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。
 - ④ 現在お持ちの手帳の写し（更新の場合）
 - ⑤ 住所・氏名を記載した「はがき」（手帳の引渡し予定日を知りたい方は申請時に添付）
 - ⑥ 印鑑 — 年金証書の写し等で申請するときは、必ずご持参ください。
- (4) 申請に基づき審査を行い等級が決定されれば、都知事が精神障害者保健福祉手帳を交付します。
※更新審査の結果により、更新前とは異なる等級が決定されることや、手帳が交付されないことがあります。
- (5) 手帳の記載事項は、氏名、住所、生年月日、性別、障害等級、手帳の有効期限等です。また、申請時に提出された写真が貼付されます。

● **手帳の受け取り**

申請した区市町村の窓口で受け取ります。
更新、等級変更、他の道府県からの転入又は汚損・破損・写真貼付による再交付の場合は、新しい手帳を受け取る際に以前の手帳をお返しください。

● **有効期間**

有効期間は、原則として、2年です。
更新は、手帳の有効期限の3か月前から申請できます。お早めに手続きをしてください。

● **障害等級**

1級から3級まであります。非該当となった場合は、不承認通知書を交付します。

● **申請・届出**

手帳を交付された後、下表の内容の事柄があった場合は、区分の欄の申請又は届出が必要です。

区 分	内 容	窓 口
更新の申請	手帳の有効期限が切れた後、引き続き、手帳の交付を受けるとき <u>有効期限の3か月前から手続きできません。</u> <u>お早めに手続きをしてください。</u> (注) 必要書類は前ページでご確認ください。	居住地の区市町村窓口
住所の変更の届	(1) 都内で住所が変わったとき (2) 他県等から転入したとき (注) (1) では変更届、(2) では申請書、変更届、他県等の手帳の写し、写真が必要です。他県等の手帳の残りの有効期間により東京都の手帳を交付します。	<u>新たな居住地</u> の区市町村窓口
氏名の変更の届	氏名が変わったとき (注) 変更届、手帳(原本)が必要です。	居住地の区市町村窓口
等級の変更の申請	(1) 障害年金の等級が変わったとき (注) 障害年金証書等の写し、同意書及び写真を添付してください。 (2) 障害の状態に変化があったとき (注) 申請書、診断書及び写真を添付してください。	
再交付の申請	(1) 手帳を汚損、破損又は紛失したとき (注) 再交付申請書及び写真を添付してください。	

(注1) これらの申請又は届出をする場合には、申請書又は届出書に、手帳のコピーを添付してください。(手帳を紛失又は消失したときを除く。)

(注2) 手帳の引渡し予定日を知りたい方は、住所・氏名を記載した「はがき」の添付もお願いします。

手帳を交付された場合に受けられるサービス（平成24年8月現在）

● 税金の減額・免除 ※制度の詳細については、各窓口にお問い合わせください。

税の種類	該当等級	内 容	窓 口
所 得 税	1級から 3級まで	納税者自身、又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級に応じた額が控除されます。	確定申告の場合 → 税務署 給与所得者の場合 → 勤務先
住 民 税	1級から 3級まで	納税者自身、又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級に応じた額が控除されます。	区市町村の課税担当課
相 続 税	1級から 3級まで	納税金額から、財産を取得した本人が満85歳になるまでの年数及び級に応じた額が控除されます。（平成22年3月31日以前に財産を取得した場合の年齢要件は「70歳未満」となります。）	税務署
贈 与 税	1級	親族等の個人が、金銭、有価証券、金銭債権、又は一定の要件を満たす不動産を贈与する場合、信託銀行との間で、「特別障害者扶養信託」契約を結ぶと、信託受益権の価額のうち6千万円まで非課税になります。	信託銀行の営業所 及び税務署
利子等の 非課税	1級から 3級まで	マル優、特別マル優について、非課税制度を利用できます。	金融機関、証券会社の各営業所等
自動車税 軽自動車税 自動車取得税	1級で自立 支援医療（精神通院）を受けている方	(1) 左の対象者又は生計を同じくする方が、対象者の通院等に使用する車に対して減免されます。 (2) 軽自動車税の場合、左の対象者のうち、単身生活者の所有する車で、常時介護者により通院等に使用される車に対しても、減免されることがあります。 (平成21年度から、減免額に上限が設定されています。)	自動車税・自動車取得税 → 都税事務所等 又は自動車税事務所 軽自動車税 → 区市町村の課税担当課
個人事業税	1級から 3級まで	本人又は障害者を扶養している方が、前年度の総所得額が370万円以下の場合、級に応じた額が減免されます。	都税事務所等

● 都営交通乗車証の発行

都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに無料で乗車できます。

ただし、シルバーパス、その他の無料乗車券の所持者は対象外です。

(1) 申請・発行窓口（平成22年11月1日よりICカード（PASMO）もご利用いただけます）

23区内の都電、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（31か所、[次ページの<区部乗車証窓口一覧>](#)を参照してください）、又は市町村窓口において申請してください。発行窓口は乗車証の種類により以下ようになります。

磁気券…都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

紙 券…都電・都バス定期券発売所及び市町村窓口

ICカード…都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

※磁気券・紙券もこれまでどおりご利用いただけます。

※都営交通乗車証は都バスの営業所の窓口や区の保健所、保健センターでは発行しておりませんので、ご注意ください。

《問い合わせ先》東京都福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健・医療課 生活支援係
（電話03-5320-4464）

(2) 手続方法

上記(1)申込窓口で手帳を提示し、申請書に必要事項を記入してください。その場で発行します（平成20年4月から発行手数料が無料になりました。なお、[手帳申請書の控えでは発行できません](#)ので、ご注意ください）。

(3) 継続手続

有効期間は、発行日から2年間です。有効期限の13日前から継続手続ができます。継続に必要な書類は、手帳、申請書及び現在お持ちの乗車証です。

<区部乗車証窓口一覧> ※印は土日祝休み、それ以外は年中無休（年末年始は休み）です。

場 所	電話番号	住 所	営業時間	
品川駅東口（品川駅南口ターミナル）	03-3458-0368	港区港南2-1-18	8:00 ~ 20:00	
渋谷駅前（渋谷駅東口ターミナル内）	03-3409-8599	渋谷区渋谷2-23	8:00 ~ 20:00	
新宿駅西口（新宿駅西口ターミナル）	03-3343-7137	新宿区西新宿1-1-1	8:00 ~ 20:00	
大塚駅前（大塚駅北口ターミナル）	03-3910-6255	都電大塚駅停留所内	8:00 ~ 20:00	
王子駅前（王子駅ターミナル内）	03-3927-0759	北区王子1-10	8:00 ~ 20:00	
荒川土手（荒川土手バス停留所）	03-3856-6937	足立区江北2-10-14	11:30 ~ 19:30	
亀戸駅前（亀戸駅北口ターミナル内）	03-3637-0518	江東区亀戸2-20	8:00 ~ 20:00	
錦糸町駅前（錦糸町駅南口ターミナル内）	03-3632-3910	墨田区江東橋3-14	8:00 ~ 20:00	
葛西駅前（葛西駅西口ターミナル内）	03-3869-4094	江戸川区中葛西5-42	8:00 ~ 20:00	
西葛西駅前（西葛西駅南口ターミナル内）	03-5605-5201	江戸川区西葛西6-14	11:30 ~ 19:30	
東京駅南口（東京駅南口ターミナル内）	03-3212-8685	千代田区丸の内2-7	11:30 ~ 19:30	
船堀案内所（船堀駅南口ターミナル）	03-3869-3494	江戸川区船堀3-6-1	8:00 ~ 20:00	
浅草線	浅草橋駅	03-3866-8429	台東区浅草橋1-18-11	8:00 ~ 20:00
	日本橋駅	03-3278-9585	中央区日本橋1-13-1	8:00 ~ 20:00
	新橋駅	03-3574-9898	港区新橋2-21-1	8:00 ~ 20:00
	五反田駅	03-3449-5074	品川区東五反田1-26-2	8:00 ~ 20:00
三田線	高島平駅	03-3935-0541	板橋区高島平8-2-1	8:00 ~ 20:00
	巣鴨駅	03-3949-3997	豊島区巣鴨3-27-7	8:00 ~ 20:00
	日比谷駅※	03-3201-4547	千代田区有楽町1-13-1	8:00 ~ 20:00
新宿線	三田駅※	03-3451-0420	港区芝5-18-8	8:00 ~ 20:00
	市ヶ谷駅※	03-3234-6252	千代田区九段南4-8-22	8:00 ~ 20:00
	神保町駅	03-3234-5752	千代田区神田神保町2-7	8:00 ~ 20:00
	馬喰横山駅※	03-3661-4562	中央区日本橋横山町4-13	8:00 ~ 20:00
	大島駅	03-3637-5872	江東区大島5-10-8	8:00 ~ 20:00
大江戸線	一之江駅	03-3654-6854	江戸川区一之江8-14-1	8:00 ~ 20:00
	門前仲町駅※	03-5245-3726	江東区門前仲町2-5-2先	8:00 ~ 20:00
	上野御徒町駅※	03-3837-8115	台東区上野5-26-6	8:00 ~ 20:00
	新宿西口駅※	03-3361-3812	新宿区西新宿1-3-17	8:00 ~ 20:00
	新宿駅	03-5354-4351	渋谷区代々木2-1-1	8:00 ~ 20:00
日暮里・舎人ライナー	練馬駅	03-5999-8712	練馬区豊玉北5-17-12	8:00 ~ 20:00
	日暮里駅	03-5837-2642	荒川区西日暮里2-19-2	8:00 ~ 20:00

● 都内路線バスの運賃の割引

都内の路線バスの運賃が半額になります。

- 対象者…東京都が発行する、写真が貼付された手帳をお持ちの方（ご本人のみ）
- 適用範囲…東京都内を運行する一般路線バスの都内区間です。東京都内で乗車し、かつ東京都内で降車（下車）する場合のみ適用になります。
- 割引運賃…運賃が半額になります（10円未満四捨五入）。パスモ・スイカをご利用される際にも適用になります（購入・チャージの時点では割引になりませんが、バス運賃支払時に割引が適用されます）。定期券は割引になりません。
- 利用方法…運賃支払の際に、手帳の写真が見えるように乗務員に提示してください。パスモ・スイカをご利用になる場合は、運賃支払の際、事前に乗務員にお申し出ください。
- 実施バス事業者（都内区間のみ）

東急バス、東急トランセ、京王電鉄バス、京王バス東、京王バス南、京王バス中央、京王バス小金井、関東バス、西武バス、国際興業、小田急バス、小田急シティバス、京浜急行バス、羽田京急バス、京成バス、京成タウンバス、東武バスセントラル、東武バスウエスト、朝日自動車、立川バス、シティバス立川、西東京バス、神奈川中央交通、日立自動車交通、新日本観光自動車、大島旅客自動車、八丈町、三宅村、都営バス

※コミュニティバスの割引の有無については、各運行事業者にお問い合わせください。

● 生活保護の障害者加算（1級及び2級）

生活保護をすでに受給している方のうち、障害の原因となった疾病について、初めて医師の診療を受けてから1年6か月を経過している方で、1級又は2級の手帳をお持ちの方は、障害者加算が付くことがあります。

《問い合わせ先》 各福祉事務所の生活保護担当者、
又は福祉保健局生活福祉部保護課（電話 03-5320-4064）

● **都営住宅の入居、特別減額（特別減額は1級及び2級）及び使用継承制度**

- (1) 5月と11月の募集において優遇抽せんのある地区に申込みをした場合、一般世帯に比べて当選倍率が5倍（3級の方）又は7倍（1級又は2級の方）になります。8月及び2月の募集は、ひとり親、高齢者、心身障害者等の限定募集となります。
- (2) 既に入居している1級又は2級の方で、所得が一定額以下の場合、使用料の特別減額が受けられます。
- (3) 都営住宅の使用継承制度
都営住宅の使用継承は原則として名義人の配偶者のみに許可されますが、高齢者、障害者等の特別の事情により必要が認められる場合、例外として、名義人の方からみて3親等以内の方につき、使用継承をすることができます。
《問い合わせ先》 東京都住宅供給公社募集センター（電話 03-3498-8894〈代表〉）
各地区を管轄する窓口センター

● **都立施設の無料利用**

次の都立施設について、窓口到手帳を提示すれば手帳所持者本人とその付添人は無料で利用できます（28か所）。なお、付添人は必要な範囲に限ります（原則1人）。

浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園、旧岩崎邸庭園、殿ヶ谷戸庭園、神代植物公園、多摩動物公園、恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、夢の島熱帯植物園、葛西臨海水族園、東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京スポーツ文化館、東京武道館、東京辰巳国際水泳場、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、東京都庭園美術館（現在休館中）

一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各施設へお問い合わせください。

● **都立公園内駐車場の無料利用**

次の都立公園内の駐車場について、窓口到手帳を提示すれば無料で利用できます（34か所）。

赤塚公園、井の頭恩賜公園、上野恩賜公園、宇喜田公園、浮間公園、大泉中央公園、大島小松川公園、葛西臨海公園、木場公園、砧公園、小金井公園、駒沢オリンピック公園、潮風公園、篠崎公園、石神井公園、城北中央公園、神代植物公園、舎人公園、野川公園、浜離宮恩賜庭園、光が丘公園、東綾瀬公園、府中の森公園、水元公園、武蔵野公園、武蔵園分寺公園、武蔵野中央公園、武蔵野の森公園、夢の島公園、代々木公園、和田堀公園、汐入公園、中川公園、蓮花恒春園
※都庁内駐車場については、有人の出口より退出する際手帳を提示することにより、無料で利用できます。

一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各公園の管理者へお問い合わせください。

● **休養ホーム利用料の助成**

都内に在住する障害者の方（介護を必要とする場合は、利用者一人につき付添いの方一人を含む）が、東京都が指定する宿泊施設を利用する場合、その利用料の一部を助成します（年間2泊まで）。詳しくは、区役所、市役所、各福祉事務所等の障害福祉担当窓口にあるパンフレットを御覧ください。

《問い合わせ先》 財団法人日本チャリティ協会（電話 03-3353-5942）

● **N T Tの電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）**

事前の申し込みにより、N T Tの電話番号案内（104）が無料で利用できます。

《問い合わせ先》 N T T（フリーダイヤル 0120-104174）

● **携帯電話の割引利用**

基本使用料、通話料が割引されます。

《問い合わせ先》 各携帯電話会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

● **N H K放送受信料の減免について**

N H Kの受信料が適用条件を満たすことで、減免になります。

	適用条件	問い合わせ先
全額免除	手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合	N H K視聴者コールセンター TEL 0570-077-077 もしくは TEL 06-6910-3315
半額免除	1級の手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合	

※申請手続きはお住まいの区市町村窓口で行ってください。

● **生活福祉資金貸付制度**

障害者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした制度です。

貸付から返済完了の過程で、民生委員による相談援助活動が行われます。資金の種類により貸付できる対象世帯が定められています。

※貸付には審査があります。要件を満たしているか、返済が可能か等を審査して貸付を決定します。

《問い合わせ先》 お住まいの地区の社会福祉協議会、民生委員、又は社会福祉法人東京都社会福祉協議会（電話 03-3268-7173）

● **駐車禁止規制の除外**

都内に住所を有し、1級の手帳をお持ちの方でかつ自立支援医療費（精神通院医療）制度の支給認定を受けている方が対象となります。

住所地を管轄する警察署（交通課）に申請が必要です。

《問い合わせ先》 警視庁交通部駐車対策課（電話 03-3581-4321〈内 52615〉）

問い合わせ先

特別区窓口一覧

平成24年8月現在

区名	手続の窓口	電話番号
千代田区	千代田保健所健康推進課保健予防係	5211-8174
中央区	福祉保健部障害者福祉課	3546-6753
	中央区保健所健康推進課予防係	3541-5930
	日本橋保健センター	3661-3515
	月島保健センター	5560-0765
港区	芝地区総合支所区民課	3578-3161
	麻布地区総合支所区民課	5114-8822
	赤坂地区総合支所区民課	5413-7276
	高輪地区総合支所区民課	5421-7085
新宿区	芝浦港南地区総合支所区民課	6400-0022
	牛込保健センター	3260-6231
	四谷保健センター	3351-5161
	西新宿保健センター	3369-7118
文京区	落合保健センター	3952-7161
	文京保健所予防対策課保健予防係	5803-1230
	保健サービスセンター本郷支所	3821-5106
台東区	台東保健所保健サービス課	3847-9405
墨田区	向島保健センター	3611-6135
	本所保健センター	3622-9137
江東区	江東区保健所保健予防課保健係	3647-5906
	深川保健相談所	3641-1181
	深川南部保健相談所	5632-2291
	城東南部保健相談所	5606-5001
品川区	城東保健相談所	3637-6521
	荏原保健センター	3788-7013
	品川区保健センター保健事業係	3474-2225
目黒区	大井保健センター	3772-2666
	目黒区保健予防課	5722-9503
大田区	碑文谷保健センター	3711-6446
	福祉部大森地域福祉課	5764-0696
	福祉部調布地域福祉課	3726-4139
	福祉部蒲田地域福祉課	5713-1383
世田谷区	福祉部靴谷・羽田地域福祉課	3741-6682
	北沢総合支所健康づくり課	3323-1731
	玉川総合支所健康づくり課	3702-1948
	砧総合支所健康づくり課	3483-3161
	烏山総合支所健康づくり課	3308-8228
渋谷区	世田谷総合支所健康づくり課	5432-2893
	渋谷区保健所地域保健課地域医療係	3463-1211 内線2482~3
中野区	中野区役所障害福祉分野	3228-8706
	中部すこやか福祉センター	3367-7793
	北部すこやか福祉センター	3389-4321
	南部すこやか福祉センター	3380-5551
	鷺宮すこやか福祉センター	3336-7111

区名	手続の窓口	電話番号
杉並区	荻窪保健センター	3391-0015
	高井戸保健センター	3334-4304
	高円寺保健センター	3311-0116
豊島区	上井草保健センター	3394-1212
	和泉保健センター	3313-9331
	池袋保健所健康推進課健康係	3987-4172
北区	長崎健康相談所	3957-1191
	健康福祉部障害福祉課王子障害相談係	3908-9081
	健康福祉部障害福祉課赤羽障害相談係	3903-4161
荒川区	健康福祉部障害福祉課滝野川障害相談係	3915-0134
	福祉部障害者福祉課相談支援係	3802-3111 内線2684
板橋区	板橋健康福祉センター	3579-2333
	赤塚健康福祉センター	3979-0511
	志村健康福祉センター	3969-3836
	上板橋健康福祉センター	3937-1041
練馬区	高島平健康福祉センター	3938-8621
	練馬区保健所保健予防課精神保健係	5984-4764
	豊玉保健相談所	3992-1188
	北保健相談所	3931-1347
	光が丘保健相談所	5997-7722
	石神井保健相談所	3996-0634
	大泉保健相談所	3921-0217
	関保健相談所	3929-5381
	足立保健所保健予防課保健医療係	3880-5358
	中央本町保健総合センター	3880-5351
竹の塚保健総合センター	3855-5082	
足立区	江北保健総合センター	3896-4004
	千住保健総合センター	3888-4277
	東和保健総合センター	3606-4171
	葛飾区保健所保健予防課	3602-1274
	金町保健センター	3607-4141
	小菅保健センター	3602-8403
	新小岩保健センター	3696-3781
	高砂保健センター	3672-8135
	水元保健センター	3627-1911
	江戸川保健所保健予防課	5661-2465
葛飾区	中央健康サポートセンター	5661-2467
	小岩健康サポートセンター	3658-3171
	東部健康サポートセンター	3678-6441
	清新町健康サポートセンター	3878-1221
	葛西健康サポートセンター	3688-0154
	鹿骨健康サポートセンター	3678-8711
	小松川健康サポートセンター	3683-5531
	なぎさ健康サポートセンター	5675-2515

問い合わせ先

市町村窓口一覧

平成24年8月現在

市町村名	手続の窓口	窓口所在地	電話番号
八王子市	健康福祉部障害者福祉課	市役所内	042-620-7366
立川市	保健福祉部障害福祉課業務係	市役所内	042-523-2111 内線1510
武蔵野市	福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係	市役所内	0422-60-1904
三鷹市	健康福祉部地域福祉課障がい者相談係	市役所内	0422-45-1151 内線2657・2617
青梅市	健康福祉部障がい者福祉課相談支援係	市役所内	0428-22-1111 内線2133・2134
府中市	福祉保健部障害者福祉課支援係	市役所内	042-335-4162
昭島市	保健福祉部障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-544-5111 内線2132~6
調布市	福祉部障害福祉課給付管理係	市役所内	042-481-7089
町田市	障がい福祉課保健福祉係	市役所内	042-724-2145
小金井市	福祉保健部障害福祉課相談支援係	市役所内	042-387-9841
小平市	健康福祉部障害者福祉課	健康福祉事務センター内	042-346-9542
日野市	健康福祉部障害福祉課支援係	市役所内	042-585-1111 内線2324
東村山市	保健福祉部障害支援課支援第2係	市役所内	042-393-5111 内線3155
国分寺市	福祉保健部障害者相談室	市役所内	042-325-0111 内線343・344
国立市	健康福祉部しょうがいしゃ支援課支援係	市役所内	042-576-2111 内線161・162
福生市	福祉保健部障害福祉係	市役所内（第三庁舎内）	042-551-1742
狛江市	福祉保健部福祉サービス支援室障がい者支援担当	市役所内	03-3430-1111 内線2208
東大和市	福祉部障害福祉課相談支援係	市役所内	042-563-2111 内線1126・1127
清瀬市	健康福祉部障害福祉課庶務係	市役所内	042-492-5111 内線182・183
東久留米市	福祉保健部障害福祉課地域支援係	市役所内	042-470-7747
武蔵村山市	健康福祉部障害福祉課	市民総合センター内	042-590-1185
多摩市	健康福祉部障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-338-6903
稲城市	福祉部障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-378-2111 内線224・226
羽村市	障害福祉課	市役所内	042-555-1111 内線187
あきる野市	健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係	市役所内	042-558-1111 内線2617・2618
西東京市	福祉部障害福祉課手当助成係	保谷庁舎内	042-464-1311 内線2347
瑞穂町	福祉課障がい係	町役場内	042-557-0574
日の出町	子育て福祉課地域支援係	町役場内	042-597-0511 内線294
檜原村	福祉けんこう課けんこう係	やすらぎの里	042-598-3121
奥多摩町	福祉保健課健康係	保健福祉センター内	0428-83-2777
大島町	福祉けんこう課	町役場内	04992-2-1471
利島村	住民課	村役場内	04992-9-0011
新島村	民生課福祉介護係	村役場内	04992-5-0240 内線110
神津島村	保健医療課	保健センター内	04992-8-0010
三宅村	村民生活課保健福祉係	村役場内	04994-5-0902
御蔵島村	総務課民生係	村役場内	04994-8-2121
八丈町	健康課保健係	保健福祉センター内	04996-2-5570
青ヶ島村	総務課庶務民生係	村役場内	04996-9-0111
小笠原村	村民課福祉係	村役場内	04998-2-3939

手帳に関する東京都の問い合わせ先：東京都立中部総合精神保健福祉センター（03-3302-7739）

平成24年8月発行 登録番号（24）4 広報援助課医療審査係 TEL 03（3302）7871
東京都立中部総合精神保健福祉センター 印刷 社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場